

正副会長の活動状況

正副会長会で審議されていること

日本弁理士会副会長 杉本 ゆみ子

本年度の正副会長会発足以来、半年が経過しました。丁度任期の半分が過ぎたこととなります。会務のルーティーンには慣れてきましたが、次々と新しい事態に遭遇します。重点課題について審議をお願いしている各委員会からの中間報告も出始め、正副会長会での議題も早くも佳境に入ってきています。

重点課題の進捗状況

本誌9月号で今年の重点課題に挙げられた分について進捗状況を簡単にお知らせします。

1. 試験制度・研修を含めた弁理士の人材育成のあり方の検討

これについては、弁理士試験制度を含めた弁理士制度の見直しとして正副会長会において審議を重ね試案を作成し、会員の電子フォーラムにおいて会員の意見を求めました。何人かの会員からご意見を頂戴しました。今後は、この試案をベースにワーキンググループを結成して検討を深め、特許庁関係部署とも議論を進める予定です。

2. 役員・支部等の弁理士会組織改革

弁理士試験合格者の大幅な増加により弁理士数が飛躍的に伸びています。知財の活用によりわが国の産業力を高めるために、弁理士の増員が必要とされていますが、現在の弁理士会の組織のままではこれに対する対応が困難となりつつあります。特に、会長、副会長の内務・外務ともに増加の傾向にありますので、早期の組織改革が必須となっています。役員・組織については、昨年度の常議員会においても検討され、ある程度方向性が報告されていましたが、本年度は、役員・組織委員会において早急に審議され、役員制度については中間答申が出されるに至りました。主な内容

は、会長・副会長の2年制、執行理事会の新設、常議員数の見直し等が提言されています。これらについては、未確定ですが、正副会長会においても更に審議し、早急に結論を出す予定です。

3. 地域における弁理士活動の促進

この点については、従来から、主として知的財産支援センターの活動を通じて日本弁理士会も活動を続けています。各地域におけるセミナーの講師はできるだけ地元の弁理士にお願いし、地域の地方自治体、中小企業の方々との連携を推進しております。また、近畿支部・東海支部においては、独自の活動により大阪府や静岡県他との連携を強化しています。本年度は、更に「地域活動促進本部」という委員会を設け、「地域の知財ニーズに弁理士が適正に対応するための具体的方策について」諮問を出しましたところ、中間答申が出されました。そこにおいて、全国の日本弁理士会会員が地域密着活動をするために、地域アクセスポイントを、各経済産業局所在都市等（5ヵ所）に設けることが提言されています。具体案は今後審議を進めていくこととなりますが、この提言を実行するためには予算措置も伴わなければなりません。これについて常議員会へ近々審議を委嘱する予定です。

秋葉原クロスフィールド

秋葉原クロスフィールドは、東京都が東京都秋葉原地区を開発し、「電気街の集客力を活用してIT関連産業の世界的な拠点を形成する」という構想を具体化したプロジェクトに付された名称です。構想自体は平成12年に発表されたものですが、秋葉原クロスフィールドという名称は本年4月に命名されました。場所は、秋葉原駅前にあつ

た青果市場跡地(東京都所有地)です。ここに「秋葉原ダイビル」と「秋葉原UDX」という2つの高層ビルが建設され、「秋葉原ダイビル」の5～15階に産学官連携関連団体の入居が予定されています。現在の入居予定者は、独立法人産業技術総合研究所、東京大学、(株)日経BP等となっています。秋葉原は、東京駅・上野駅のようなターミナル駅からのアクセスも良好な地にあります。

正副会長会では、地域における弁理士活動の促進を図るための一策として、地域アクセスポイントの設置の提言を受けましたが、産学官連携、ITベンチャーへの知財関連の支援の拠点になりうる可能性をも含めて秋葉原クロスフィールドを利用できるのではないかという観点で審議を進めています。利用するためには、秋葉原ダイビルとの借室契約という問題もありますので会館等委員会にも意見を求めたところ、借室についての賛同を得ました。秋葉原クロスフィールド利用の具体案については、検討を続けます。これに関連する予算措置について常議員会へ審議を委嘱する予定です。

タウンミーティング開催

タウンミーティングの開催日程が確定しまし

た。本年度は、北海道函館市：2005年1月14日(函館国際ホテル)、福島県郡山市：2005年2月9日(ビッグパレット)、新潟県長岡市：2004年12月8日(ハイブ長岡)、広島県広島市：2005年1月27日(県民文化センター)となりました。7月頃から各担当の副会長を中心として関係地方自治体、関係地所管の経済産業局、関係地区の商工会議所他の関連団体を訪問し、担当者との協議を行ってきました。タウンミーティングの内容は、基本的には基調講演と、特許あるいは商標に関するパネルディスカッションですが、エンターテイメントセミナー(特許又は商標を主題とした寸劇で弁理士がキャストを務めます)を上演するものもあります。タウンミーティングは、中小企業・大学関係者・一般消費者の方々などへの知財についての認識を高めることを目的としていますので、できるだけ分かりやすいことが重要です。

タウンミーティングは知的財産支援センター、広報センター、地区部会の会員の協力の下に開催の準備が進められています。タウンミーティングの詳細はホームページその他でお知らせしますが、実りあるタウンミーティングとなるよう、会員の方々のご協力をお願いいたします。